

別記様式

		担当課	市民課			
会 議 の 名 称		鴻巣市住居表示整備審議会委員委嘱式 第1回鴻巣市住居表示整備審議会				
開 催 日		令和6年7月25日(木)				
開 催 時 間		午後3時00分 開会 ・ 午後5時00分 閉会				
開 催 場 所		鴻巣市役所本庁舎 理事者控室				
議長(委員長・会長) 氏 名		小川哲夫				
出席者(委員)氏名 (出席者数)		太田恭子 高橋淳一 森岡将史	保科美那子 田所 清 嶋村雄司	島田 操 栗原依子 西山誠一	津坂 純 安原健二 (13人)	大塚 茂 佐藤泰彦
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)		無し				
事務局職員職氏名		市民生活部長 関根則男 市民生活部副部長 武田昌行 市民課長 加藤勝美 市民課副課長 佐伯幸子 市民課主幹 羽鳥敦 市民課主任 岡部潤				
傍聴の可否 (傍聴者数)		可(無し)				
会 議 の 内 容	(議題)	(1) 審議会の位置づけと進め方について (2) 住居表示地区における住居番号への枝番号の付定に関する基本方針(案)について				
	(決定事項など)	・ 審議会会長に小川哲夫委員、副会長に太田恭子委員が就任した。 ・ 審議会は公開とし、審議会傍聴規程(案)は全会一致で承認された。 (1) 審議会の進め方については、事務局提案のとおり承認された。 (2) 枝番号の付定に関する基本方針(案)について、意見交換が行われた。 委員からの主な意見は次のとおり。 ・ 新築住宅では表札を出さない家も多くなってきている。 ・ 新築住宅はもちろん、既存住宅の所有者に対しても積極的にアプローチすべき。 ・ 配達等において枝番号の付定は有効であり、多くの方に付けていただきたい。 ・ ゼンリンやグーグルマップへの反映など、外に向かっても周知を図るべき。 ・ EC関連の配達事業者への周知も必要。 ・ 表記方法について、号の後ろに枝番号をつける方法もあるのではないか。 ←提示した案は、県内の状況や既存システムでの影響がないことが大きな理由 ・ 枝番号は規則的に付定するのが望ましい。 ・ 住所変更となると様々な手続きが必要となり市民の負担が大きい。必要な手続きをあらかじめ分かるようにする工夫が必要。 ・ 他自治体では、住所変更を希望しない方には、枝番号のプレートだけを渡しているという事例がある。参考にしてもよいのではないか。				
配 布 資 料	・ 委嘱式・第1回審議会次第 ・ 【資料1】 審議会傍聴規程 ・ 【資料3】 基本方針(案)	・ 委員名簿 ・ 【資料2】 審議会条例、審議会の進め方 ・ 【資料4】 補足資料	・ 諮問書(写)			

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い 場合は、別紙に記入するものとする。